

広報 ふ れ あ い へ ー も に

# いわくら



市の木 / くすのき

2.15

2008.No.886



## 【2008岩倉の風景 川面に浮かぶ色鮮やかなこいのぼり~のんぼり洗い~】

岩倉の初春の風物詩「のんぼり洗い」。

のんぼり洗いは、こいのぼりを絵付けする際に染料がにじまないよう絵柄を縁取ったのりを洗い落とす作業で、毎年、大寒のころから始まります。

大寒を前にした1月17日、中島屋織店(中本町)の松浦勉まつうら つとむさんが、水温6.5度の冷たい五条川の中に入り、色とりどりに染め上げられたこいのぼりののりを丁寧に洗い落としていました。



1月19日に開催された第2回  
法話・座禅体験教室

## 市政の窓

3

地区サロンコンサート～セントラル  
愛知交響楽団による弦楽四重奏 ...3  
岩倉市まちづくり文化振興事業助  
成制度 ...3  
第32回民族音楽レクチャーコンサ  
ート～ホーミーと馬頭琴～ ...3  
平成20年4月から後期高齢者医療  
制度が始まります ...4  
福祉給付金が後期高齢者福祉医療  
費として現物給付になります ...5  
精神障害者の入院医療費助成を拡  
大します ...5  
国民年金保険料の納め方 ...6  
岩倉桜まつり出演団体募集 ...6  
ねんきん特別便が送付されます...7  
乳幼児医療費の対象を拡大し、こど  
も医療費として助成します ...8  
国民年金保険料のクレジットカード  
納付が始まりました ...8  
岩倉市の平成19年中の火災・救急  
出動状況 ...9

## 3月の保健センター案内 16

### 認知症について正しく知ろう 18

いつまでも生活の主体者となるた  
めに～デンマークのグループホー  
ムから～

### フォトニュース 19

岩倉市認知症サポーター養成講座・  
第2回認知症フォーラム、地区サロン  
コンサート、文化財防火訓練

### 五条川24橋 裏表紙

一豊橋

## 暮らしのガイド 10

**募集** ..... 10  
老人クラブ連合会の会員  
児童館幼児クラブに参加しませんか  
放課後子ども教室指導員  
**講座・教室** ..... 11  
消費生活講座「安心な老後を迎えるた  
めに」  
ウォーキング講習会  
トレーニング指導・講習会

**手続き** ..... 12  
ナイター照明施設利用申込は3月から  
防犯対策助成金交付制度  
**健康** ..... 12  
ポリオ追加接種 ほか  
**相談・その他** ..... 13  
古紙や古着は貴重な資源です  
春の全国火災予防運動  
市民相談 ほか

岩倉市は

- ・交通安全都市宣言
- ・環境保全都市宣言
- ・核兵器廃絶平和都市宣言
- ・安全・安心なまち宣言

のまちです

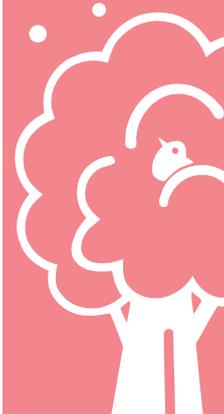
### 小さなまちから大きな夢を

岩倉市民憲章

悠久の時を刻みながら流れる五条川 多くの文化遺産  
私たちは この自然と伝統に恵まれた岩倉を愛し  
調和のとれたまちづくりをめざして市民憲章を定めます

広げよう 愛 ふれ合い みんなの和 (家族仲間の和を願って)  
育てよう 心 からだ みんなの健康 (市民一人一人の幸せを願って)  
高めよう 文化 芸術 みんなの暮らし (生活の質の向上を願って)  
守ろう 自然 環境 みんなの地球 (かけがえのない地球の存続を願って)  
つくろう 人 まち みんなの未来 (豊かな社会の実現を願って)

# 市政の窓



## 地区サロンコンサート セントラル愛知交響楽 団による弦楽四重奏

身近なところで音楽を気軽に聴いていただくため地区サロンコンサートを開催しています。

とき 2月24日(日)午後2時

ところ コミュニティホール珊瑚

(南新町)

駐車場がありませんので車でのご来場はご遠慮ください

内容 弦楽四重奏

主な曲 歌劇セビリアの理髪師  
より序曲/ロッシニ、弦楽四重奏  
曲二短調作品76 2「五度」/ハイ  
ドンほか

出演 セントラル愛知交響楽団  
(バイオリン/村木栄里、吉岡秀和、  
ピオラ/石川公実、チェロ/石橋  
隆弘)

問合せ 生涯学習課文化振興係  
(☎38 5819)まで。

## 皆さんの文化活動を応援します 岩倉市まちづくり文化 振興事業助成制度

市民の皆さんが行う文化事業に助成を行っています。ぜひ、ご活用ください。

助成対象事業 自主的に行われる

次の文化活動を対象とします。

ただし、専ら営利を目的とする事業や、特定の政治、宗教活動を目的に行われる事業、および恒常的に行われる事業は助成の対象とはなりません。また、外部から人を招いて開催するコンサートやショー等も対象とはなりません。

活動発表事業：複数の団体が共同で行ったり、実行委員会をつくるなどして、従来の活動の枠を越えて行われる発表会などの事業。

ただし、特定の流派、会員、個展などにかかわる事業は原則として対象外です。

文化情報事業：岩倉市の文化情報のPR、ネットワークづくりのために製作されるパンフレットや情報誌などの発行

人材育成・交流事業：文化に関する人材育成や交流の推進を目的として行われる研究会やフォーラムなどの開催

その他、文化によるまちづくりの振興に関する事業

助成金額 日常的な活動費や人件

費、入場料などの収入を除いた事業費の2分の1以内で、限度額は300万円。

事業期間 平成20年度に実施予定の事業

申請の手続き 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、3月14日(金)までに生涯学習課へ提出してください。

問合せ 生涯学習課文化振興係  
(☎38 5819)まで。

## 第32回民族音楽 レクチャーコンサート ～ホームーと馬頭琴～

世界各地の民族音楽を紹介するレクチャーコンサート。今回は、モンゴルを代表するホームーと馬頭琴です。

地元愛知県出身の岡林立哉さんが、モンゴルでの体験談を交えながら演奏します。

モンゴル楽器の不思議な音色をお楽しみください。

とき 3月2日(日)午後2時～(開場午後1時30分)

ところ 公民館講堂

駐車場が少ないので、車でのご来場は控えてください。

出演者 岡林立哉

入場 300円

直接会場でお支払いください

定員 200人

定員を超えた場合は入場をお断りする場合があります。

問合せ 生涯学習課文化振興係 (☎38 5819)まで。

# 平成20年4月から 後期高齢者医療制度が始まります

これまで、75歳(一定の障害があると認定された人は65歳)以上の人は、国民健康保険や会社の健康保険などの医療保険制度に加入しながら、「老人保健制度」で医療を受けていましたが、平成20年4月からは、これまで加入していた医療保険制度を抜けて、新たに独立した「後期高齢者医療制度」に加入し、医療を受けることになります。

これまで国民健康保険や会社の健康保険などの被保険者だった人はもちろん、会社の健康保険や共済組合の被扶養者だった人も、愛知県後期高齢者医療広域連合の運営する後期高齢者医療制度の被保険者となります。後期高齢者医療制度の被保険者には、新しい保険証が1人に1枚交付されます。

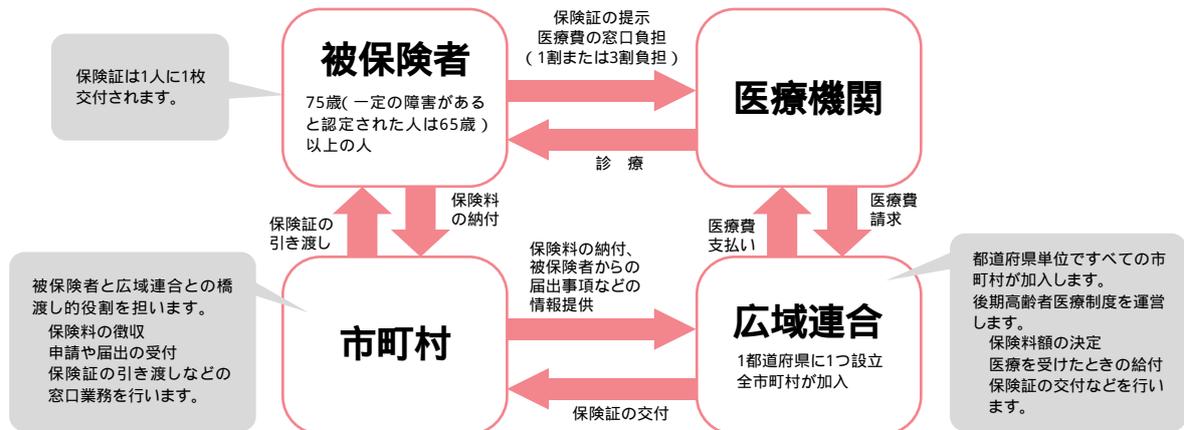
保険証には自己負担割合が記載されていますので、お医者さんにかかるときは窓口で提示してください。

なお、これまでの保険証と老人保健の医療受給者証は使えなくなります。3月までにお手元に新しい保険証が郵送されます。4月になっても届かない場合は、市役所市民窓口課保険医療係へご連絡ください。



## 後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、すべての75歳(一定の障害があると認定された人は65歳)以上の人が加入し、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営します。



## 75歳以上は全員被保険者です

生活保護の被保護者は対象者から除かれます。

広域連合区域内にある市町村内に住む下記の人です。

対象となる日	
75歳以上の人	75歳の誕生日当日 例) 誕生日が5月1日の人 → 5月1日から適用 誕生日が5月15日の人 → 5月15日から適用
	65歳以上の一定の障害がある人で、広域連合の認定を受けた人 → 広域連合の認定を受けた日

## 福祉給付金が後期高齢者福祉医療費として現物給付になります

岩倉市では、医療費の支払いが困難であると認められる高齢者に対して、福祉給付金を支給しています。

平成20年4月1日から、老人保健制度に替わって後期高齢者医療制度が始まります。

これにあわせて、福祉給付金を改め後期高齢者福祉医療費助成制度となります。

4月からは、後期高齢者医療の「保険証」と「後期高齢者福祉医療費受給者証」を必ず医療機関の窓口に出してください。

医療機関で**一部負担金を支払う必要がなくなります。**

福祉給付金から切り替えになる人には、3月末ごろに「後期高齢者福祉医療費受給者証」を交付します。

なお、健康保険の「高齢受給者証」とオレンジ色の「福祉給付金受給資格証明書兼支払証明書」をお持ちの人の支給方法は変わりません。

**後期高齢者福祉医療費助成制度**  
**(平成20年4月から)**

助成の対象 後期高齢者医療制度

の加入者または、昭和9年9月30日以前に生まれた人で、次のいずれかの条件にあてはまる人。

- ・身体障害者手帳1〜3級
- ・身体障害者手帳4級(腎機能障害)
- ・身体障害者手帳4〜6級の進行性筋萎縮症

・知能指数50以下の知的障害者

・自閉症状群

・精神障害者保健福祉手帳1・2級

・戦傷病者

・精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者

・母子家庭等の人(所得制限あり)

・市民税非課税世帯が要保護世帯で、寝たきり、認知症、ひとり暮らしの認定を受けている人

**助成の範囲** 保険診療の自己負担分

**助成の方法** 保険証とともに「受給者証」を、医療機関の窓口へ提出してください。

後期高齢者以外の人は、年4回の申請月に支給申請をしてください。

**受給者証の交付** 新しく助成対象となる人は、次のものを持って、申請してください。

・後期高齢者医療保険証など

・身体障害者手帳、療育手帳など

**申請・問合先** 市民窓口課保険医療係(☎38 5807)まで。

## 精神障害者の入院医療費助成を拡大します

平成20年4月1日から、精神障害者保健福祉手帳(1級または、2級に限る)の交付を受けている人が精神疾病で入院したときの医療費助成額が、医療保険の自己負担分全額になります。

**精神障害者入院医療費助成制度**

**(平成20年4月改正後)**

**助成の対象**

精神障害者保健福祉手帳の1級または、2級の交付を受けている人

精神障害者と診断されて精神疾病(アルコール依存症などは除く)で入院した人

**助成の範囲**

に該当する人は、精神疾病での入院の自己負担分全額、精神以外の疾病での入院の自己負担分の2分の1に該当する人は、精神疾病の入院の自己負担分の2分の1

**助成の方法** 入院医療費を支払った後で市民窓口課に支給申請をしてください。

申請に必要なものは、次のとおりです。

・精神障害者保健福祉手帳または、医師の診断書

・領収書(入院した人の氏名、入院期間、保険点数が記載されたもの)

・高額療養費、付加給付金支給通知書(高額療養費、付加給付金の対象の場合)

・健康保険証

・印鑑

・受給者名義の振込先口座番号の分かるもの(ゆうちょ銀行を除く)

**精神障害者通院医療費助成制度**

**助成の対象と範囲** 障害者自立支援法の精神通院医療を受けている人に対し、その自己負担分を助成します。

**助成の方法** 「障害者医療費受給者証」を交付しますので、「保険証」および「自立支援医療受給者証」に添えて、自立支援の指定医療機関に提出してください。

**受給者証の交付** 助成を受けようとする人は、次のものを持って申請してください。

・自立支援医療(精神通院)受給者証

・健康保険証

・精神障害者保健福祉手帳(交付を受けている人はお持ちください)

**申請・問合先** 市民窓口課保険医療係(☎38 5807)まで。

療係(☎38 5807)まで。

## 国民年金保険料の納め方

国民年金保険料は、社会保険庁から送付される「国民年金保険料納付案内書(納付書)」によって、次のいくつかの方法で納めることができます。毎月の保険料は、翌月の末日までに納めなければなりません(納付期限)。

また、保険料は、納付期限を2年経過すると、時効により納めることができなくなります。新しく創設された、クレジットカード納付とあわせてご検討ください(8ページ参照)。

**直接納付** 納める月の「納付書」に保険料を添えて、次のところで直接納めてください。

国が指定する全国の金融機関など  
 ・銀行・ゆうちょ銀行・農協・漁協・信用組合・信用金庫・労働金庫・国民年金基金(国民年金基金加入員のみ)、社会保険事務所の窓口

最寄りのコンビニエンスストア(一部取り扱いはないところがあります)

**口座振替** 銀行などの金融機関の預貯金口座から、保険料を自動振替

(引き落とし)することができず、一度手続きをすれば、解約しない限り自動継続になり、忙しいときにも納めに行く手間が省け、納め忘れもなく大変便利です。

納付方法を口座振替にする場合や振替方法を変更する場合は、「口座振替納付(変更)申出書」を金融機関や社会保険事務所に提出する必要があります。

### 口座振替に割引制度があります

口座振替により当月分保険料を当月末日に引き落としする場合(通常は翌月末日引き落とし)は、前納扱いとして保険料が割引され、平成19年度は1か月当たり50円の割引となります。

また、口座振替により1年分、6か月分または、定められた期間の保険料を前納した場合は、納付書により前納する場合よりも割引額が多くなります。

### 保険料の前納ができます

直接納付や口座振替による納付の場合に、前納制度があります。この場合、1年分、6か月分または、定められた期間の保険料を前納すると、その期間の保険料に一定の割引がされます。

割引額は口座振替のほうが多くなります。

## 岩倉桜まつり出演団体募集

岩倉桜まつり実行委員会(岩倉市・岩倉市商工会)では岩倉桜まつりのメイン行事日にお祭り広場内ステージでの出演を希望される団体を募集します。

なお、申し込み多数の場合は抽選とさせていただきます。

### 出演日および時間

4月5日(土) 午前11時～午後4時

4月6日(日) 午前10時～午後4時

出演時間は30分間

### 申込条件

市内に活動拠点があり、2人以上で組織が構成され、実行委員会の出演要項を満たす団体。

### 申込方法

2月29日(金)までに岩倉市商工会まで申し込んでください。

### 問合せ先

岩倉市商工会(☎66 3400)まで。

### 電子納付 インターネット(パソコン・携帯電話)や金融機関のATM(ペイジーマーク表示のあるもの)

テレフォンバンクキングを利用して納める方法です。24時間365日、いつでも保険料を納めることができます。ただし、ATMは一部利用できない日、時間があります。

電子納付は、ペイジーマークがついた納付書が対象となり、電子納付をするには、収納機関番号、納付番号、確認番号が必要になります。

### 電子納付にはこんな点にご注意を

インターネットでの納付にはイン

ターネットバンクキング契約(社会保険庁のホームページを参照 <http://www.sia.go.jp/>)または、モバイルバンクキング契約、テレフォンバンクキングでの納付にはテレフォンバンクキング契約を、あらかじめ利用されている金融機関と結ぶ必要があります。

電子納付に対応していない金融機関もありますので、詳しくはご利用の金融機関におたずねください。

### 問合せ先

一宮社会保険事務所国民

年金保険料課(☎0586 451415)まで。

## 住所変更はできていますか ねんきん特別便が送 付されます

公的年金の受給者、加入者のすべての人を対象に「ねんきん特別便」が社会保険庁より送付されています。「ねんきん特別便」は、社会保険庁（社会保険事務所）にお届けいただいている住所にお送りするため、住所変更の手続きがお済みでない場合、皆さんのお手元にお届けすることができません。

なお、市の窓口で住民登録などの変更手続きだけでは、社会保険庁の住所変更は今のところできません。手続きがもれていると思われる人はご確認ください。

### 送付スケジュール

「ねんきん特別便」は、平成20年10月までに送付されます。

基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた人：平成20年3月まで

それ以外の年金受給者、加入者：平成20年4～10月

### 住所変更手続き先

・国民年金第1号被保険者：市民窓口課

・厚生年金加入者など・国民年金第3号被保険者：お勤め先の社会保険担当  
・年金受給者：お近くの社会保険事務所

### 氏名変更について

基礎年金番号に結びついていない約5千万件の記録については、旧姓で登録されているものもあり、ご本人の申し出がないとなかなか記録に結びつきません。

「ねんきん特別便」でご自分の記録にもれがあると思われるときは、お手持ちの古い年金手帳などをご確認ください。また、基礎年金番号に登録されている氏名が結婚などで変わられている場合、氏名変更の手続きを行ってください。

旧姓のままだと「ねんきん特別便」を皆さんのお手元にお届けすることができません。手続先は、住所変更手続先と同じです。

「ねんきん特別便」の確認ができた

「ねんきん特別便」では、社会保険庁が把握している加入記録をお知らせしています。ご自身の記録にもれないか十分にご確認ください。

訂正がない場合：同封の「確認は

がき」を返送

訂正がある場合：「年金加入記録照会票」を加入者は返送、受給者はお手持ちの年金証書を持参のうえ、

お近くの社会保険事務所まで手続きしてください。

問合せ先 一宮社会保険事務所（☎0586451411）まで。

問い合わせは『ねんきん特別便専用ダイヤル』へ！



0570 - 058 - 555

IP電話、PHSからは「03 - 6700 - 1144」におかけください。

一般の年金相談は下記へ、共済制度は までお問い合わせください。

### 受付時間

月～金曜日...午前9時～午後8時  
第2土曜日...午前9時～午後5時

3月9日(日)については、午前9時～午後5時までご利用いただけます。

休日明けや、手元にお知らせが届いた直後は、混みあう場合がありますので、ご了承ください。オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570 05 1165まで  
住所確認、氏名の確認ができます。

共済制度については下記へお問い合わせください。

私学共済...日本私立学校振興・共済事業団 03 - 3813 - 5321

公務員共済...最後に加入していた(または現在所属している)共済組合

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

「ねんきん特別便 年金記録のお知らせ」に関するQ&Aを掲載しています。

## 乳幼児医療費の対象を 拡大し、こども医療費 として助成します

現在、小学校入学前の乳幼児を対象に医療費の助成をしています。平成20年4月1日から対象を中学生まで拡大します。

小学校3年生までは入院、通院とも助成します。小学校4年生以上は入院のみ助成します。

小学校新1年生から新3年生および4歳未満(平成16年3月1日～平成20年3月31日生まれ)の乳幼児の保護者の人には、3月末から4月初めに郵送でお知らせします。

4歳以上で小学校入学前(平成14年4月2日～平成16年2月29日生まれ)の乳幼児については、小学校入学時に更新のお知らせをします。入学前まで、乳幼児医療費受給者証を使用してください。

### 子ども医療費助成制度 (平成20年4月改正後)

**助成の対象** 中学生以下の子ども  
(中学校3年生の年度末まで)

**助成の範囲** 小学校3年生までは入院、通院の自己負担分。

小学校4年生から中学校3年生まで

## 国民年金保険料

# クレジットカード納付が始まりました

国民年金保険料について、クレジットカードによる支払いができるようになりました。

納め忘れのないように、ぜひご利用ください。

### 対象者

国民年金第1号被保険者で、定額保険料または、付加保険料込みの定額保険料の納付をしている人。

多段階免除該当者については、対象となりません。

### 利用できるクレジットカード

社会保険庁の指定を受けた指定代理納付者が発行しているクレジットカードおよび指定代理納付者と提携している国際ブランドが付されたクレジットカードです。

### 納付方法

毎月納付 1年前納(4月) 6か月前納(4月・10月)

は、当月分の保険料を当月末日に、 は、カッコ内の月の末日に指定代理納付者が立替納付するものです。カード会社への支払日は、会社により異なります。

### 割引額

毎月納付は、定額保険料と同じ(平成19年度については14,100円、付加保険料込みは、14,500円)です。

また、1年前納と6か月前納の場合は、納付書で現金により納めたときの割引額(平成19年度については、1年前納は3,000円、6か月前納は690円の割引)と同額です。

### 申請・問合せ先

市民窓口課市民窓口係年金担当(☎38 5807)または、一宮社会保険事務所国民年金保険料課(☎0586 45 1415)まで。

では入院の自己負担分。

**助成の方法** 小学校3年生までは、「子ども医療費受給者証」を交付します。ので、保険証に添えて医療機関の窓口に提出してください。

すでに交付されている「乳幼児医療費受給者証」も、今までどおり使えます。

小学校4年生以上で入院したときは、入院医療費を支払った後で支給

申請をしてください。

**受給者証の交付** 出生、転入時には、保険証をお持ちになり、受給者証の交付を受けてください。

また、小学校入学時には受給者証の更新があります。更新時は、市役所からお知らせします。

**小学校4年生以上で入院したときの支給申請に必要なもの**

・領収書(入院した人の氏名、入院

期間、保険点数が記載されたもの)  
・高額療養費、付加給付金支給通知書(高額療養費、付加給付の対象の場合)

・健康保険証  
・印鑑  
・受給者名義の振込先口座番号の分かるもの(ゆうちょ銀行を除く)

**申請・問合せ先** 市民窓口課保険医療係(☎38 5807)まで。

# 岩倉市の平成19年中の火災・救急出動状況

## 火 災

平成19年中の市内における火災件数は13件で、前年に比べ6件減少しました。この火災件数については、消防署が発足した昭和46年の11件、昭和47年の12件に次いで最も少ない件数となりました。

これを火災種別でみると、建物7件、車両3件、その他3件となっています。前年に比べると、建物は3件の減、車両は1件の減、その他(積みわら・ごみ類)は2件の減でした。

損害額については、22,720,000円で、前年に比べ25,171,000円の減になっています。

出火原因としては、たばこ・風呂釜によるものが各2件ずつになっており、放火(放火の疑い含む)が1件でした。

ここ数年は不審火が多く発生していましたが、地域住民の皆さんが日ごろから防犯パトロールを始め、放火意識の高揚に努めていただいた結果、減少したものと考えています。

引き続き、安心して市民生活が送れるよう、警備会社に委託しての安全・安心パトロール、さらには消防署・消防団による夜間巡回を実施しています。また、市民の皆さん一人ひとりが「放火されない・放火させない」環境づくりをしていただくことが大切ですので、ご協力をお願いします。

かけがえのない生命や財産を守るためにも、日ごろから火の取り扱いには十分注意してください。

内訳	年	平成19年	平成18年	増減
出火件数		13件	19件	-6件
建物火災		7件	10件	-3件
車両火災		3件	4件	-1件
その他火災		3件	5件	-2件
死者		0人	0人	0人
負傷者		1人	3人	-2人
建物焼損面積		310㎡	544㎡	-234㎡
損害額		22,720千円	47,891千円	-25,171千円
焼損棟数		9棟	11棟	-2棟
り災世帯数		10世帯	16世帯	-6世帯

## 救 急

区分	救急出動件数			救急搬送人員		
	平成19年	平成18年	増減	平成19年	平成18年	増減
火災	1件	1件	0件	1人	3人	-2人
交通事故	158件	170件	-12件	163人	183人	-20人
労働災害	12件	18件	-6件	12人	18人	-6人
運動競技	13件	11件	2件	13人	11人	2人
一般負傷	223件	233件	-10件	218人	226人	-8人
加害	13件	16件	-3件	8人	18人	-10人
自損行為	29件	19件	10件	24人	16人	8人
急病	1,062件	1,108件	-46件	1,021人	1,059人	-38人
その他	172件	126件	46件	135人	101人	34人
計	1,683件	1,702件	-19件	1,595人	1,635人	-40人

救急出動件数は1,683件で、前年に比べ19件減少しました。

救急出動件数を事故種別ごとにとみると、急病1,062件(63.1%)、一般負傷223件(13.3%)、交通事故158件(9.4%)の順となっています。また、搬送人員は1,595人で、市民約33人に1人の割合で救急車を利用したことになります。

近年の救急出動件数の増加に伴い、救急要請の重なり等により、救急車の現場到着所要時間(救急事故の通報から現場に到着するまでに要した時間)が徐々に遅延する

傾向にあると考えられ、緊急に救急車を必要としている傷病者の救命活動等に支障を来す恐れがあります。また、出動件数の中には不搬送事案(医療機関に搬送しなかった事案)もあり、そのほとんどが本人が医療機関で受診することを拒否したり、<sup>めいいてい</sup>酩酊者が緊急性がない傷病者と判断されたものでした。

このような状況から、救急車は、生命に危険がある傷病者を緊急に搬送するためのものであり、病気やけがの状態により、正しい救急車の利用をお願いします。

**問合せ** 消防本部(☎37-5333)総務課予防防災係(内線222)または、消防署消防係(内線113)まで。

# 暮らしのガイド

問合先(岩倉市役所) ☎0587-66-1111(代表)  
 ふれ愛コールいわくら ☎0587-38-1717  
 市民の声FAX ☎0587-38-2471  
 E-mail koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp

## 募集



### 老人クラブ連合会の 会員

岩倉市老人クラブ連合会は、運動会やグラウンドゴルフ大会等の健康事業、作品展や教養講座等の文化事業、親睦旅行やひとり暮らし会員宅訪問等の友愛事業、公園清掃等の奉仕事業、カラオケや陶芸等の趣味クラブといった生きがいづくりや、心身の健康増進につながる多彩な活動を展開しています。

会員から隣人へ、そして地域へと活動の輪を広げていくために関係団体と共催による行事、各地区の単位老人クラブで各種行事も実施しています。

現在、各地区の老人クラブの役員が60歳以上の人を対象に平成20年度の会員を募集、参加の呼びかけをしています。

少子高齢化がますます進む現代社会において、健康

で生きがいのある生活を維持していくための方策の一つとして、老人クラブに加入しませんか。

**問合先** 地区の老人クラブ役員または、岩倉市老人クラブ連合会事務局 老人憩の家(☎373834)

### 児童館幼児クラブに 参加しませんか

児童館では、児童の健全な育成を目的に、幼稚園・保育園に通っていない2歳児・3歳児とその母親を対象に「幼児クラブ」を行っています。

このクラブでは、平成20年度の入会を次のとおり受け付けます。

実施児童館および定員などは表のとおりです。

**活動日** 水曜日午前10時30分～11時30分

第5週目の水曜日、学校の夏休み・冬休みなどは、クラブを休みます。

**活動内容** 集団での遊びや生活、育児の相談など、参加する母親と子どもで内容を決め、活動を行っています。

**対象児**(全児童館) 平成20年4月1日現在で満2

児童館名	定員	所在地	電話番号	地域割り
第一	30組	中本町西出口15 1	38-1106	中本町、本町、東町(北小学校区)
第二		宮前町2 69	37-0915	新柳町、鈴井町、宮前町、西市町、泉町、中野町、石仏町たり
第三		下本町下市場27	37-3832	下本町(西沼・燈明庵以外で萩原多気線より北部)、栄町、旭町、大市場町(萩原多気線より北部で豊田岩倉線より西部)
第四		稲荷町羽根24 3	37-6815	大地新町、稲荷町(線路より西側)、下本町西沼、大地町、野寄町、北島町、川井町、南新町、昭和町、中央町
第五		東新町南江向24 5	66-0817	下本町燈明庵、東新町、大市場町(萩原多気線より北部で豊田岩倉線より東部)、東町(東小学校区)
第六	25組	石仏町往還東南33	66-0816	石仏町(たりを除く)、神野町、八剣町、井上町
第七		曾野町花ノ木57	66-4100	曾野町、大山寺町、大山寺元町、大山寺本町、五条町、大市場町(萩原多気線より南部)、下本町(西沼・燈明庵以外で萩原多気線より南部)、稲荷町(線路より東側)

歳および満3歳の子  
**受付期間** 3月3日(月)～8日(土)

**受付場所** 地域割りに該当する児童館(表を参照)に必ず本人が申し込みください。

**入会申請書** 各児童館で受付期間中に配布しています。

**問合先** 第一児童館(☎381106)または、各児童館

放課後子ども教室指導員

毎週土曜日に小学校を活用して、子どもたちが安心して活動し、仲間づくりができるように「放課後子ども教室」を実施しています。

「放課後子ども教室」は、子どもたちの自主性を尊重しながら、スポーツや文化・学習活動などのさまざまな体験活動を、放課後の大人の力を結集して支援する活動です。

そこで、放課後子ども教室の指導員として協力していただける人を募集します。子どもが好きな人であれば、特別な資格は必要ありませんので、遊びや学習の分野で指導員として登録しませんか。

**指導日時** 平成20年4月より毎週土曜日午前9時～正午(ただし、夏休みなど長期休業期間は除きます)

**指導場所** 市内各小学校の体育館・図書室・コンピュータ室

**仕事内容等** 各箇所の開放・施設、スポーツ・文化・

学習活動の指導や子ども安全管理を行っていただきます。

指導員は各箇所に1人配置されます(ただし、コンピュータ室は2人配置されます)。

なお、体育館・図書室で活動する指導員は、月に1回打合せ会を実施します。

**対象** 18歳から70歳までで健康な人

**謝礼** 1回2千490円  
ただし、打合せ会は830円

**定員** 30人程度

**申込方法** 健康診断書・生涯学習課所定の履歴書に記入のうえ、3月21日(金)までに生涯学習課へ提出してください。

**問合せ先** 生涯学習課生涯学習係(☎385819)



消費生活講座  
安心な老後を迎えるために

安心な老後を迎えるため

の生活講座を開催します。

1級ファイナンシャル・プランニング技能士(CFP)、証券外務員資格、DCプランナーのお話を聞き、老後に備えて、今からライフプランを考えてみませんか。

**とき** 3月4日(火)午前10時30分～正午

**ところ** 市役所7階大会議室

**演題** 「少額から始める投資教育」

**講師** 井上圭子さん(株FP相談センター取締役)

**定員** 50人程度

**企画運営** 岩倉市消費生活モニター

**申込・問合せ先** 商工農政課商工観光係(☎385812)

Let'sウォーキングウォーキング講習会

自分に合った歩き方を身につけて、いつまでも健康に過ごしましょう。

**とき** 2月29日(金)午前9時30分～11時30分

**ところ** 保健センター

**内容** 歩き方の姿勢チェック、ストレッチング、歩き方の指導、フットケア

**対象** ウォーキングを通して

した健康づくりに関心がある人

**定員** 20人(先着順)

**持ち物** 動きやすい服装・室内用靴・水分補給用の飲み物

**申込方法** 2月19日(火)から保健センターで受け付けます(電話可)。

**問合せ先** 保健センター(☎373511)

3月のトレニング指導

総合体育文化センターのトレニング室では、専門のインストラクターによる効果的なトレニング方法や総合的な体力向上のための運動、腰痛や肩こりに関する運動などのトレニング指導を行います。

**とき** 3月15日(土)・16日(日)・22日(土)・23日(日)午後1時～5時

**対象** トレーニング室利用登録証をお持ちの人

**4月のトレニング講習会**

総合体育文化センターのトレニング室を利用するためには、講習会の受講が必要です。

また、利用申込者数によ

り講習日を変更、中止する場合があります。

月・日 曜日	4月					
	9日	12日	13日	19日	20日	24日
時間	水	土	日	土	日	木
10:30～12:00		○	○	○	○	
19:30～21:00	○					○

印に講習会を開催します。

**講習内容** オリエンテーション 器具の説明 実技

**対象** 16歳以上  
**定員** 1回の講習につき15人

**費用** 200円

**申込方法** 3月1日(土)から、総合体育文化センター

スポーツ課へ申し込んでください(申し込みは、1人につき1名、電話不可)。

**申込・問合せ先** スポーツ課(総合体育文化センター) ☎662222

2月29日(金)は固定資産税・都市計画税第4期の納期限です

お忘れなく納税してください。口座振替を利用されている人は、預金残高を2月28日(木)までにご確認ください。

**問合せ先** 税務課収納係(☎385806)

## 手続き



ナイター照明施設利用申込は3月から

岩倉北小学校・南部中学校のグラウンドのナイター照明施設は、4月1日から10月31日まで、野寄テニスコートナイター照明施設は4月1日から11月30日まで利用できます。申し込みは希望日の1か月前から受け付けます。

岩倉北小学校グラウンドは、ソフトボール、サッカーの練習等に、南部中学校グラウンドは軟式野球、サッカーの試合等に使用できます。使用時間・料金は表のとおりです。なお、電話での申し込みはできません。

問合せ スポーツ課（総合体育文化センター内）☎6 2 2 2 2



施設名	使用期間	照明時間	使用時間	使用種目	使用料
北小学校グラウンド	4月1日～4月30日	午後6時～9時	午後6時～7時30分 午後7時30分～9時	ソフトボール等	30分700円
	5月1日～8月31日	午後7時～9時			
	9月1日～10月31日	午後6時～9時			
南部中学校グラウンド	4月1日～10月31日 毎週月曜日は休み	午後7時～9時	午後7時～9時	軟式野球 その他	30分 軟式野球1 200円 その他1 000円
野寄テニスコート	4月1日～11月30日	日没～午後9時	1面2時間単位	硬式テニス ソフトテニス	30分100円

助成期間は平成20年3月まで  
防犯対策助成金交付制度をご利用ください

岩倉市が実施している防犯対策助成金交付制度は、平成20年3月31日をもって終了します。

この制度は、犯罪を未然に防止するために鍵の付け替えなど、新たに防犯対策を行った世帯に、その経費の一部を助成するもので、昨年12月までに769世帯で利用されています。

3月までの期間中に今一度、皆さんのお宅の防犯対策を見直し、ぜひご利用ください。

### 対象となるもの

玄関、勝手口等の出入口の鍵を交換または、補助錠、サムターンカバナー、ガードプレート等の取り付け、サッシ等を防犯ガラスに交換または、防犯フィルム、補助錠、格子等の取り付け

共同住宅のエントランスまたは、エレベーター等の共有部分に防犯カメラまたは、センサーライトの取り付け（リース契約は不可）  
住居等に防犯カメラまたは、センサーライトの取り付け

駐車場内に防犯カメラ、センサーライトまたは、照明灯の取り付け  
自家用車両（自動車・オートバイ・自転車）にハンドルロックカバナーまたは、盗難防止装置の取り付け  
住居敷地内に玉砂利等を敷設

助成額 経費の2分の1（100円未満は切り捨て）で限度額5千円  
平成17年3月31日以前の防犯対策は対象外です。

申請方法 行政課にある申請書に口座番号など必要事項をご記入のうえ、品物等が分かる領収書を添えて提出してください。

なお、賃貸住宅等の場合は、所有者（大家さん）の同意書が必要です。

また、助成金は振込させていただきますので口座番号の分かるもの（ゆうちょ銀行は除く）と印鑑をご持参ください。

問合せ 行政課生活安全係（☎38 5804）

## 健康



### ポリオ追加接種

昭和50年から52年に生まれた人は、ポリオの免疫を保有している人の割合が、ほかの年齢層に比べて低いことが、厚生労働省の調査でわかりました。

昭和50年から52年に生まれた人は、次の場合に備えてもう一度、ポリオの予防接種を受けられることをお勧めします。

ポリオウイルスの常在国（インド、ザイール、パキスタンなど）に渡航される時、ポリオに感染し発症する可能性があります。

お子さんがポリオワクチン接種を受けられた場合に、お子さんの便から体外に排泄されたポリオウイルスが、保護者の人の手指に付着して、口から体内に入り感染し発症する可能性があります。

ポリオワクチンを接種できる医療機関

2月29日(金)は国民健康保険税第11期の納期限です

お忘れなく納税してください。口座振替を利用されている人は、預金残高を2月28日(木)までにご確認ください。

問合せ 市民窓口課保険医療係（☎38 5807）

いつまでもいきいきと元気に長生きするために、いつもの食習慣と「口」の健康を考えてみませんか。  
**とき** 3月14日(金)午前9時30分～午後零時30分  
**ところ** 保健センター2階 栄養指導室  
**内容** 話「シルバー世代の食生活とお口のお手入れ」・調理実習・歯みがき



栄養教室「シルバー世代の食生活とお口のお手入れ」

厚生連昭和病院(小児科)  
 (江南市野白町野白 ☎564155)  
 村上内科(犬山市丸山天白町 ☎0568622201)  
 いずれの病院も、予約が必要で、有料となります。  
**問合先** 保健センター  
 (☎373511) または、江南保健所(☎562157)

**古紙リサイクルでごみ減量**  
 新聞・雑誌やダンボールを始め、紙の箱や包装紙・封筒やパンフレットなどの「雑がみ」まで、紙類はほとんどすべてリサイクルが可能です。限りある資源を大切にするために、また、ごみを減らすために、古紙や古着をごみにしないで資源として分けて出してください。

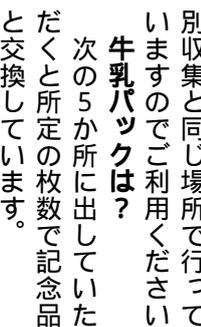
古紙や古着は貴重な資源です



**指導** 市内にお住まいの高齢者または、高齢者の家族  
**定員** 24人(先着順)  
**持ち物** エプロン、普段使っている歯ブラシ、コップ  
**申込方法** 2月19日(火)から保健センターで受け付けます(電話可)。  
**問合先** 保健センター  
 (☎373511)

古紙・古着類は、子ども会等地区ごとに行われる「廃品回収」、毎月の「分別収集」と「古紙と古着の日」に資源として出してください。「古紙と古着の日」は分別収集と同じ場所で行っていますのでご利用ください。  
**牛乳パックは?**  
 次の5か所に出していただと所定の枚数で記念品と交換しています。  
 市役所市民窓口課・公民館・総合体育文化センター・岩倉団地自治会事務所・清掃事務所  
**みんなのリサイクル**  
 プラスチック製容器包装を始め、ペットボトル、びん類、缶類なども再利用可能な貴重な資源です。「分別れば資源、混ぜればごみ」を合言葉に、これらを「燃やしてはいけないごみ」に混ぜてしまうことなく、きちんと分別して資源にしましょう。  
**問合先** 環境保全課生活環境係(☎385808)

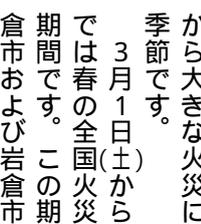
古着も資源に



スーツ類から下着、靴下、和服などほとんどすべての衣類が資源になります。  
**古紙と古着は、廃品回収、分別収集、古紙と古着の日**  
 古紙・古着類は、子ども会等地区ごとに行われる「廃品回収」、毎月の「分別収集」と「古紙と古着の日」に資源として出してください。「古紙と古着の日」は分別収集と同じ場所で行っていますのでご利用ください。  
**牛乳パックは?**  
 次の5か所に出していただと所定の枚数で記念品と交換しています。  
 市役所市民窓口課・公民館・総合体育文化センター・岩倉団地自治会事務所・清掃事務所  
**みんなのリサイクル**  
 プラスチック製容器包装を始め、ペットボトル、びん類、缶類なども再利用可能な貴重な資源です。「分別れば資源、混ぜればごみ」を合言葉に、これらを「燃やしてはいけないごみ」に混ぜてしまうことなく、きちんと分別して資源にしましょう。  
**問合先** 環境保全課生活環境係(☎385808)

冬から春先にかけては、空気が乾燥し、強風が続くなど、ちよつとした不注意から大きな火災につながる季節です。  
 3月1日(土)から7日(金)までは春の全国火災予防運動期間です。この期間中、岩倉市および岩倉市危険物安全協会では、広報車等により市内一円を防火PRします。  
 皆さんも次のポイントに気をつけて家庭から火事を出さないようにしましょう。  
 家のまわりに燃えやすいものを置かない。  
 寝たばこや、たばこの投げ捨てをしない  
 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない  
 風の強いときは、

または、清掃事務所(☎65912)



火は見る あなたが離れる その時を  
**春の全国火災予防運動**  
 たき火をしない  
 子どもには、マッチやライターで遊ばせない  
 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない  
 ストープには、燃えやすいものを近づけない  
**問合先** 消防本部総務課 予防防災係(☎375333内線222)

**毎週金曜日(祝日除く)は、市民窓口課の証明発行業務を午後7時まで延長しています**  
 岩倉市では、毎週金曜日(祝日除く)に、市民窓口課の証明発行業務を午後7時まで延長しています。  
 「通常業務時間に来庁できない!」という市民の人は、ぜひご利用ください。  
**問合先** 市民窓口課市民窓口係(☎385807)

2月29日(金)は介護保険料第11期の納期限です  
 お忘れなく納付してください。口座振替を利用されている人は、預金残高を2月28日(木)までにご確認ください。  
**問合先** 生きがい課介護保険係(☎385811)

お気軽にご相談ください

## 市民相談

市民相談室(☎38-5822)

市民相談室は、市役所1階です。個室の相談室となっていますので、お気軽にご相談ください。  
なお、各相談は、正午から午後1時までお昼の休憩をいただきます。

### 一般相談

▶とき 月～金曜日(祝日、振替休日を除く)  
午前9時～午後4時

### 女性相談

2月18日(月)、3月3日(月)  
午後1時～3時30分

### 年金相談

2月25日(月)午前10時～午後3時

### 法律相談(予約制...定員各6人)

2月27日(水)、3月11日(火)・26日(水)  
午後1時～4時

毎月1日(土・日曜日、祝日、振替休日は順延)  
午前9時から、市民相談室で当月分の予約を受け付けます(先着順、電話可)。

### 知的障害者相談

3月4日(火)午後1時～4時

### 母子・寡婦就業相談

3月7日(金)午前10時～午後3時30分

### 登記相談

3月12日(水)午後1時～4時

### 不動産相談

3月13日(木)午後1時～4時

### 人権相談

3月14日(金)午後1時～4時

### 行政相談

3月14日(金)午後1時～4時

### 消費生活相談

3月14日(金)・28日(金)

午前9時～正午

消費者トラブル、多重債務問題等に関する相談をお受けします。

### 総合福祉相談

3月21日(金)午後1時～4時

### 身体障害者相談

### 戦没者遺族相談

みな なやむな  
▶心の相談電話 ☎37-7867

いじめの問題、親子・近隣関係などの心の悩みは、一人でよくよしても、何の解決にもなりません。経験豊かなボランティアが電話で相談をお受けします。お気軽におかけください。

▶とき 毎週月曜日午前10時～午後4時(祝日、振替休日を除く)

母子家庭等の子どもの養育費に関する相談を始めました

養育費は、離婚により母子家庭等となった場合に、子どもが自立するまでに必要な費用ですが、多くの人々が養育費の取り決めをしていない状況にあります。  
このため、愛知県では、「養育費の取り決めの方法がわからない」「離婚の時に養育費の取り決めをしなかった」「養育費を取り決めが支払われていない」

など、養育費に関する相談を始めました。

### 相談体制

電話相談：養育費相談員による電話相談を火・水・金曜日(祝日を除く)の週3日行います。

面接相談：電話相談の内容により、さらに専門的な相談を行う必要がある場合は、司法書士または、弁護士が予約制により面接相談を行います(電話相談の際に面接相談日を予約します)。  
▶利用方法 母子家庭等就業支援センター「養育費相談専用電話」(☎052-9158816)までお

## 国民健康保険税はコンビニエンスストアでも納付することができます

平日の昼間などに市役所に来れない人は、コンビニエンスストアでも納付することができます。  
ただし、納期限後の納付はできませんので、ご注意ください。

問合せ 市民窓口課保険医療係(☎385807)

電話ください。  
問合せ 愛知県健康福祉部児童家庭課(☎0529546280)

## サラ金および悪質商法の相談料を補助

気軽にお金を借りられることから、サラリーマン金融(サラ金)の利用に関するトラブルが起きています。これが原因で、家庭の崩壊や犯罪に至ってしまうようなケースが目立ち、社会問題になっています。

こうした悲劇を未然に防ぐためには、トラブルが起こる前に、できる限り早く法律の専門家に相談することが大切です。

岩倉市では、愛知県弁護士会が開設している「サラ金・クレジット被害相談」(初回の相談料は無料。2回目の相談料を補助します)と「消費生活相談」に相談された場合に、その相談料の5,250円を補助しています。

補助を受けるには、事前に市民相談室で相談を受けることが必要です。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ 市民相談室(☎385822)

# Departamento de Informações

ポルトガル語情報コーナー

## PROCEDIMENTO PARA INGRESSO NO PRIMÁRIO E GINÁSIO

しょう ちゅうがっこう にゅうがく よ てい がいこくじん ひと  
**小・中学校に入学予定の外国人の人は申請が必要です**

Para estrangeiros que desejam ingressar no primário e ginásio comparecer no departamento de educação da prefeitura de Iwakura até meados de Abril.

### Matrícula do beneficiário

Primário...(nascidos entre 2 de Abril de 2002 até 1 de Abril de 2003)

Ginásio...(nascidos entre 2 de Abril de 1995 até 1 de Abril de 1996)

**Documento necessário** Gaijin toroku

## AMPLIAMOS A AJUDA COM DESPESAS MÉDICAS PARA CRIANÇAS EM FASE DE ALEITAMENTO

にゅうよう じ いりょうひ たいしゅう かくだい  
**乳幼児医療費の対象を拡大し、こども医療費として助成します**

にほんご きじ  
 日本語の記事は、8ページにあります

A ajuda com despesas médicas de crianças pequenas em fase de aleitamento era permitida somente até o final do ensino primário (shogako) mas a partir do dia 1 de Abril de 2008 essa ajuda se prolongará até o final do ginásio (tyugako). Estendeu-se até o 3º ano primário, cobrindo as despesas com internação e frequência hospitalar. Para o 4º ano primário essa ajuda cobrirá apenas a internação.

Novos alunos do 1º ano até 3º ano primário com menos de 4 anos (nascidos entre 1 de Março de 2004 até 31 de Março de 2008) receberão uma correspondência entre Março a Abril com a informações importantes devendo ser entregues aos pais ou responsável.

Para alunos acima de 4 anos (nascidos entre 2 de Abril de 2002 até 29 de fevereiro de 2006) as informações a respeito da ajuda serão comunicadas na própria escola ao decorrer do tempo.

**Sistema de ajuda com despesas médicas para crianças (começo de Abril de 2008)**

**Contrapartida de ajuda** Para crianças até o 3º ano ginásio.

**Limites de ajuda** Até o 3º ano primário a despesa referente a internação e frequência hospitalar será coberta. Do 4º ano primário até 3º ano ginásio apenas a despesa referente a internação hospitalar.

**Método de ajuda** Até 3º ano primário será entregue um comprovante de titular de direito à recebimento de ajuda com despesa médicas de crianças em fase de aleitamento apresentar junto com seguro de saúde(kenko hokensho) no balcão respectivo das instituição médico-hospitalar. Para quem já obtém o comprovante, continuar usando-o normalmente.

No caso de internação de crianças acima do 4º ano primário (shogako) apresentar o recibo de pagamento na prefeitura para solicitar o pedido de ressarcimento.

**Fornecimento do comprovante** Em casos de nascimento, transferência de município, apresentar o seguro de saúde (kenko hokensho) para ter direito ao comprovante de titular de direito à recebimento.

**Documentos necessários em casos de internação acima do 4º ano primário**

- Recibo de pagamento (com discriminação do tratamento médico)
  - Despesas altas de tratamento médico-hospitalar
  - Caderneta do seguro saúde (kenko hokensho)
  - Carimbo (inkan)
- Caderneta de conta bancária (exceto caderneta de contas no correio)

# 成人



保健センターを利用されるときは、健康手帳をお持ちください。健康手帳の交付は随時行っています。

内容	とき		ところ	対象	備考
	日	時間			
はつらつ 元氣くらぶ	7日(金)	13:30~15:00	南部老人憩の家	65歳以上の 高齢者で介護 認定を受けて いない人(非 該当の人)	持ち物...健康手帳 内容...運動器の機能向上指導、健康 チェック、体操、レクリエー ションなど
	11日(火)	10:00~11:30	第五児童館		
	12日(水)	13:30~15:00	岩倉病院回復期 リハビリテーションセンター		
	14日(金)		老人憩の家		
	28日(金)		保健センター		
健康チェックの日	毎週木曜日 (祝日除く)	9:00~11:00	保健センター	一般成人 65歳以上の 高齢者	持ち物...健康手帳 内容...保健師・栄養士による健康相 談(栄養改善指導、健診結果の 相談、生活習慣病予防の相談、 心の健康相談等)・血圧測定 保健センター・総合体育文化センター では、体脂肪測定と尿検査もできます。
健康相談	7日(金)	13:30~15:00	南部老人憩の家		
	14日(金)		老人憩の家		
	25日(火)	13:30~15:30	総合体育文化センター		
歯の健康相談	毎週木曜日 (祝日除く)	9:00~11:00	保健センター	一般成人	持ち物...普段使っている歯ブラシ 内容...歯科衛生士による歯科相談・ブラッ シング指導・歯こすり出し・歯みがき 圧測定・口腔機能の向上指導・口臭測定 予約が必要です。

## 一般不妊治療費の助成

不妊治療を受けている人の経済的負担を軽減するために治療費の一部を助成します(平成19年7月1日以降の診療分から)。助成の対象は、一般不妊治療(人工授精・検査を含む)です。助成額は自己負担額の2分の1で5万円を上限として通算2年間です。申請窓口は保健センターです。なお、岩倉市のホームページにも掲載しております。詳しくは、お問い合わせください。

## 予防接種



朝の体温を測り母子健康手帳をお忘れなくご持参ください(母子健康手帳がないと受付できません)。予防接種は、はしか、水ぼうそうなどの病気が治ってから、1か月は接種できません。三種混合の印の予防接種は接種後6日以内に、BCG・風しん・麻しん等の印の予防接種は接種後27日以内に他の予防接種を受けることはできません(接種間隔など詳しくは、保健センターへお問い合わせください)。また、ひきつけを起こしてから1年たっていない人については、集団接種が困難であるため、保健センターへ相談してください。

三種混合については、平成19年4月から予約制になりました。

内容	とき		対象	接種時期・備考
	日	受付		
<input type="checkbox"/> 三種混合 百日せき・ジフテリア・破傷風 (予約制)	12日(水)	13:00 ~14:00	3か月~ 7歳6か月未満	申込...2月18日(月)~3月11日(火) 保健センター(電話可)各日定員80人 初回接種...3~8週間の間隔で3回接種 追加接種...初回接種の3回目完了後1年~1年 6か月の間に1回接種
	17日(月)			
BCG	5日(水)	13:00 ~14:00	3か月~ 6か月未満	接種期間が短いので、3か月を過ぎたらできるだけ 早めに受けましょう 1回接種
	14日(金)			

## 麻しん・風しん(混合)・・・第1期・第2期の2回接種で、医療機関での個別接種(無料)になります。

**対象者** 第1期...1歳~2歳未満

第2期...5歳~7歳未満の人で小学校就学前年度の間(幼稚園・保育園の年長児)。平成20年3月31日までに接種してください。

ただし、麻しんまたは風しんにかかった人は、かかっていない人の単抗原ワクチン接種(無料)になります。

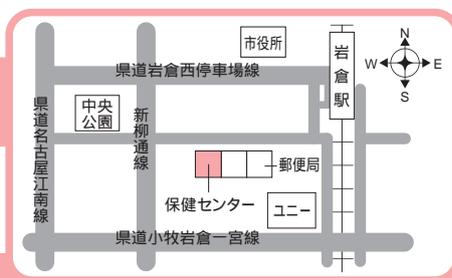
### 接種方法

- ・第1期:1歳の誕生日に個別に通知 第2期:平成13年4月2日~平成14年4月1日生まれの人に4月初めに個別に通知
- ・届いた通知を持って、指定の医療機関で個別に接種してください。
- ・医療機関によって予防接種実施日や時間など、異なりますので、医療機関で必ず予約をしてからお出かけください。
- ・1歳の誕生日を過ぎてから転入された人・第2期の対象者で通知の届いていない人は、母子健康手帳をご持参のうえ保健センターへお越しください。

# 3月の保健センター案内

保健センターでは、保健師等による育児や健康に関する電話相談（☎66-7300）を土・日曜日、祝日を除く毎日行っています。

## 子どもとお母さん



保健センターを利用されるときは、母子健康手帳をお持ちください。

問合せ先 ☎37-3511

内容	とき			対象	備考
	日	時間	受付		
母子健康手帳 交付	毎週木曜日 (祝日除く)	10:00~	9:45 ~ 11:00 (初産の人は10時までに受付)	妊婦	持ち物...妊娠届出書 内容...ビデオ「妊娠中の過ごし方」、保健指導 当日ご都合の悪い人は、ご連絡ください。 初産の人は10:00~11:00までお話を聞いていただきます。
母親教室	第3回 3日(月)	13:30 ~ 15:30	13:15 ~ 13:30	妊婦 (夫の参加も可)	内容...歯科健診、染め出し、ブラッシング指導(申込が必要です)
	第4回 17日(月)				内容...ビデオ、話「産後の生活と育児について」、実習「お風呂の入れ方」
パパママ セミナー	9日(日)	9:30 ~ 12:00	9:15 ~ 9:30	初めて親になる夫婦 定員20組	申込...2月19日(火)8:30~ 保健センター(電話可) 内容...ビデオ「お父さんへ赤ちゃんからのメッセージ」、話「出産・育児における父親の役割について」、実習「お風呂の入れ方」、グループワーク
乳幼児 健康相談	3日(月)	9:00~	9:00 ~ 11:00	乳幼児	内容...身体計測、栄養相談、育児相談、母乳相談(母乳相談は予約が必要です) 定期測定にもご利用ください。
4か月児 健康診査	18日(火)	13:00~	13:00 ~ 14:00	平成19年 11月生まれ	内容...診察、発達チェック、身体計測、栄養指導、育児相談など
4~6か月児 の離乳食教室	4日(火)	10:00 ~ 11:30	9:45 ~ 10:00	4~6か月児の 保護者など	持ち物...おんぶひも(持っていない人はご連絡ください)、エプロン 内容...離乳食のすすめ方、調理実習、試食
すくすく 育児教室	12日(水)	10:00 ~ 11:00	9:45 ~ 10:00	8~10か月児	内容...身体計測、育児のお話、赤ちゃん体操、歯のお話、育児相談、栄養相談、絵本の読み聞かせ
かみかみ 歯ピカ教室	10日(月)	10:00 ~ 11:30	9:45 ~ 10:00	1歳~ 1歳6か月児 定員15組	申込...2月19日(火)保健センター(電話可) 持ち物...子ども用歯ブラシ、コップ、エプロン 内容...幼児食と歯の話、染め出し、ブラッシング指導
1歳6か月児 健康診査	4日(火)	13:00~	13:00 ~ 14:00	平成18年 8月生まれ	内容...診察、歯科健診、発達チェック、身体計測、遊び指導、栄養相談、育児相談など 歯をみがいてきてください。
2歳児歯科 健康診査	24日(月)	13:00~	13:00 ~ 13:40	平成18年 3月生まれ	持ち物...子ども用歯ブラシ、コップ、エプロン 内容...歯科健診、染め出し、ブラッシング指導、フッ素塗布、食生活指導
2歳6か月児 親子歯科健康診査	10日(月)	13:00~	13:00 ~ 13:40	平成17年 7・8月生まれ の児とその親	持ち物...子ども用歯ブラシ、コップ、エプロン 内容...歯科健診(親と子)、染め出し、ブラッシング指導、フッ素塗布
3歳児 健康診査	11日(火)	13:00~	13:00 ~ 14:00	平成17年 3月生まれ	持ち物...保健センターからお送りするアンケート用紙 内容...診察、歯科健診、発達チェック、身体計測、栄養相談、育児相談、視覚聴覚検査、尿検査(会場で採尿)など
かるがも 地球ひろば	19日(水)	10:00 ~ 11:30	—	外国籍の親子	内容...情報交換、交流会
ツインズ マザー交流会	17日(月)	10:00 ~ 11:30	—	双胎・多胎の妊婦 双児・多児の親子	内容...情報交換、交流会

# 認知症について正しく知ろう

愛知淑徳大学医療福祉学部福祉貢献学科助教 金田千賀子

## いつまでも生活の主体者となるために ～デンマークのグループホームから～

デンマークのグループホームで暮らしている一人の女性と会いました。彼女の名前はステイーナ。スウェーデンで英語の教師をしていた経歴がある彼女は、英語をとて流暢に話します。外国人の私をみつけるとニコニコしながら近づいてきて、「どこからきたの?」「何しに来たの?」と英語で話しかけてきました。私はこれまで何度かこのグループホームでステイーナを見かけましたが、彼女はいつもお化粧をしてスカーフやネックレスで首元を飾っています。どんな服を着て、どんなアクセサリをつけて一日を過ごしたいのかを自分で決めていくのです。それを一人で完成させるのが難しければ、手助けしてもらおうのです。こうやって自分の思いに即した生活を援助者と共に作っていきます。



「お部屋を見せてくれないかしら」とお願いすると、彼女は快く自分の部屋に案内してくれました。居室は1LDKで居室とリビングとがあり、シャワーとトイレが各部屋にあります。簡単なキッチンもついています。が、使用している人はいないそうです。家具はすべて入居時に自宅にあつたものを持ってきています。そのため、一人ひとりの部屋の雰囲気はまったく違いま



す。ステイーナの部屋には、家族親族の写真がたくさん飾ってあり、棚には息子さんが作成したという置物がずらりと並んでいます。ステイーナは自分の部屋にある思い出の品を一つずつ紹介し、親族の写真の前では、自分との関係を一人ひとり説明してくれました。

思い出深い家具に囲まれての生活は、高齢者自身が話題の中心になったり、自分のこれまでの生活について自ら語るきっかけになります。高齢になってからの住み替え、しかも認知症という病を抱えながらの引越で、自らが主体となる生活を困難にする場合もあるといわれていますが、このように自分と馴染み深い家具や写真に囲まれると生活の主体者としての力が戻ってきます。

ステイーナは、ほぼ毎日、別棟にあるデイホームに通っています。デ



イホームで日課としているのが「本の朗読」です。小学校の教師をしていたため、読み聞かせが得意なステイーナは、デイホームで他のメンバーに向けて本の朗読をします。私が彼女に会った日も、本の朗読を披露してくれました。それは実に表情豊かに聞いている方が引き込まれる語りでした。

デンマークの認知症ケアの現場には、本人が得意としていることを継続していくケアがありました。一人ひとりが主役になれる場所があるのです。いつまでも主役になれる場所をつくるケアが実践されているのです。

## 地域で支える

岩倉市認知症サポーター養成講座  
第2回岩倉市認知症フォーラム

- 1月15日、市役所大会議室で認知症サポーター養成講座が開催されました。
- 市民ボランティアである岩倉市認知症ケアアドバイザーの皆さんが講師となり、認知症に対する知識と理解を深めるための説明を行い、市長、副市長を始め市役所の管理職28人が参加し、講座に耳を傾けました。
- 講座終了後は、認知症サポーターの印となるオレンジリングが石黒市長始め、受講生全員に手渡されました。



1月19日、総合体育文化センターで第2回岩倉市認知症フォーラムが開催されました。

講師の国立長寿医療センター包括診療部長、遠藤英俊さんは、最新の医学研究の状況を交え、医学的な立場から薬による認知症の治療や認知症の症状が表れたときの早期発見、早期治療の重要性などを分かりやすく説明されました。

参加した約500人の皆さんは、高齢化社会の身近な問題である認知症についてどのように取り組み、地域で支えるかというテーマに真剣な表情で聴き入っていました。



## 放水、はじめ〜！

文化財防火訓練



1月20日、東町の神明社で文化財防火訓練が行われました。これは、奈良県の法隆寺で火災が発生し、国宝である十二面壁画を焼損したのをきっかけに文化財防火デーが制定され「先人達が残してくれた文化財を火災から守ろう」として全国的に取り組まれているものです。

重要物搬出訓練、救護訓練、放水訓練などが行われ、参加した地元の皆さんは真剣な表情で取り組んでいました。

## 心 地区サロンコンサート に響くハーモニー

- 1月14日、セントラル愛知交響楽団のピオラカルテットが首野公会堂を訪れ、コンサートを行いました。
- 当日は、チャイコフスキーのくるみ割り人形やバッハのブランデルブルク協奏曲第6番などが演奏されました。
- 来場の43人の皆さんは、4人で奏でるピオラの心に響く美しいハーモニーを満喫しました。



広報に掲載したあなたの写真をさしあげます。

申込先 企画課広報広聴係(☎38-5802)まで。

# 2月のカレンダー

16	土	児童館母親クラブと子どもたちのわいわい広場(第一児童館)午前10時~正午 野菜の広場 / 岩倉駅東西地下連絡道	23	土	子ども将棋大会(公民館)午後1時~ 野菜の広場 / 岩倉駅東西地下連絡道
17	日	Ⓜ休日急病診療(伊藤乙彦 伊藤外科)	24	日	Ⓜ休日急病診療(植田豊一 岩倉眼科医院)
18	月	三種混合 母親教室第2回	25	月	2歳児歯科健診
19	火	4か月児健康診査 分別収集 / 中本町・東町・中野町・鈴井町 古紙と古着の日 / 八剣町・神野町・石仏町	26	火	はつらつ元気くらぶ(第五児童館) 分別収集 / 泉町・西市町・本町・宮前町・栄町一丁目 古紙と古着の日 / 大地町・大地新町・中央町・川井町・北島町・野寄町
20	水	BCG 野菜の広場 / 岩倉駅東西地下連絡道	27	水	野菜の広場 / 岩倉駅東西地下連絡道
21	木	健康チェック 母子健康手帳の交付	28	木	健康チェック 母子健康手帳の交付
22	金	はつらつ元気くらぶ	29	金	

印は、保健センターで行います。休日急病診療の担当医は、変更する場合があります。  
毎週金曜日(祝日除く)は、市民窓口課の証明発行業務を午後7時まで延長しています。

救急医療情報センター  
☎0586-72-1133  
Ⓜ休日急病診療所  
☎66-4708  
受付 9:00 ~ 11:30  
13:00 ~ 16:30  
消防テレホンサービス  
☎38-3119

岩倉市の人口 / 48,647人( - 39人 )  
男性 / 24,248人( - 33人 )  
女性 / 24,399人( - 6人 )  
世帯数 / 20,213世帯( - 17世帯 )  
(1月1日現在、( )内は前月1日現在との比較)

発行 / 岩倉市役所  
〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目66番地  
☎0587-66-1111(代表) ☎0587-66-6100  
編集/総務部企画課広報広聴係  
毎月2回 1日・15日発行  
岩倉市ホームページアドレス  
<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>  
岩倉市Eメールアドレス(代表)  
koho.prsec@city.iwakura.aichi.jp



## その15 一豊橋

平成8年に改修した一豊橋は、下本町地内にあり、真光寺と天神塚にまたがる、橋長22.4m、幅員2.5mの橋です。

この橋から西へ向う道の途中には、山内一豊公の生誕碑が祭ってある神明生田神社があります。



岩倉市は、(財)日本環境協会の手添えで、エコマークをシンボルマークとして使用しています。  
この紙は環境を配慮し、再生紙を使用しています。